

第27回 東京弁護士会人権賞 受賞

無実のゴビンダさんを支える会



客野美喜子事務局長

いわゆる「東電女性社員殺人事件」は、1997年3月の事件発生から実に15年半もの歳月を経て、2012年11月に被告人ゴビンダさんの再審無罪が確定した事件です。今号のインタビューでは、被告人とされたゴビンダさんをボランティアで支援してきた「無実のゴビンダさんを支える会」が当会の人権賞を受賞されたことを契機として、「無実のゴビンダさんを支える会」の事務局長である客野さんに、これまでのご苦労や刑事司法の抱える問題点等について伺ってまいりました。

(聞き手・構成：西岡 毅)

無実のゴビンダさんを支える会

2001年3月にゴビンダさんを冤罪から救うために結成。獄中のゴビンダさんへの継続的面会、ネパール語の新聞や雑誌などの差し入れや裁判資料の翻訳、「ゴビンダ通信」の発行、勉強会・支援集会の開催、家族招日など、再審無罪判決まで精力的なサポート活動を行う。

— まず、支える会としてゴビンダさんの支援が始められたきっかけから教えてください。

客野：一審無罪だったゴビンダさんが東京高裁で逆転有罪になったとき、2000年12月22日のことですが、今までゴビンダさんに面会していた人や、ネパール関係や外国人の人権関係の人たちが集まって会を結成したんです。結成集会は2001年3月25日です。

— それはゴビンダさんからの働き掛けというよりも、皆さんの方から自発的にお集まりになったんですか。

客野：そうです、私たちの方からですね。ゴビンダさんは、いつも面会に来る人たちに「助けてください」と言っていたのですが、支援組織というような具体的なことまでは考えていなかったと思います。

— 客野さん自身がゴビンダさん支援の会にかかわろうと思われたきっかけは何だったんですか。

客野：1997年にゴビンダさんの事件が起きたんですが、そのころの私は、東京拘置所にいる外国人被告

人の面会ボランティアをしていました。そうしたら2000年4月にゴビンダさんが一審無罪になったのに勾留された。それで「本人が非常に落ち込んでいるから、面会に行ける人がいたら行ってあげたらいかがですか」ということが、風の便りに伝わってきました。そうしてゴビンダさんに面会したのが最初のきっかけです。2000年7月7日で、控訴審が始まる前のことでした。

— その当時はまだ支える会が結成されていませんが、既に支援活動はいろいろとあったんですか。

客野：支える会の共同代表の蓮見順子さんや日本ネパール協会の方々が、ゴビンダさんの無罪勾留に抗議する署名集めをしていました。

— 一審の無罪判決にもかかわらず勾留決定が出されたことに対してですね。

客野：前代未聞の無罪勾留をしたということで。だけどまだ横のつながりはありませんでした。それで私

は何度かゴビンダさんに面会をしているうちに、2000年12月22日の控訴審判決を傍聴したところ、まさかの逆転有罪だったんですよ。

— そのときは、判決を聞くまでは皆さんはまさか有罪とは思っていらっしやらなかったんでしょうか。

客野：弁護団やそれに近い方たちは、警戒心は持っていたみたいです。無罪勾留を認めた裁判長が控訴審の担当でしたし、審理もあっという間に終わっていましたし。ただ、私はそのころは冤罪や否認事件というものをそれほど知らなかったので、別に新しい証拠も出ているわけじゃないし、まさか逆転有罪になるとは予想していませんでした。そうしたら、判決言渡しの法廷で、裁判長が、「一番を破棄し被告人を無期懲役に処す」と。その途端、ゴビンダさんが「私、やってない。神様、助けてください」って叫んだので、これは大変なことになったと。

— ゴビンダさんは日本語で叫ばれたんですか。

客野：日本語です。その判決の後、私は、どうすることもできないで悶々としていたところ、年が明けて、「支える会を結成するので集まってください」という呼び掛けが、メール等でみんなに回ってきたんですね。それで参加したということなんですよ。

— 客野さんは、当初から事務局長の立場にいらっしやったんですか。

客野：はじめから事務局長という役職があったわけではないんですが、私が名簿の管理、会計、ニュースレターの発送等をやっていたので、それと面会も比較的、定期的に頻繁に行っていたということで、事実上の事務局長という立場になりました。

— そうやって会としての活動が始まりましたけど、メンバーはどれくらい集まったんですか。

客野：最初の結成集会に来た人が80人ぐらいです。それからだんだん入会を求めていったりする過程で、

200人ぐらい集まりました。実際に事務局メンバーとして活動していたのは、10人足らずでした。

— それでお集まりになって、いろいろなお話を聞かれたり調べたりして、無罪だということをチームとして確信されたということなんですね。

客野：そうですね。法廷に出て来た証拠の中に、ゴビンダさんと犯行そのものを直接結びつける証拠は何もないわけです。

— 状況証拠だけです、今回の事件は。

客野：そう。状況証拠といっても、遺体とか殺害行為とかに直結する証拠なら別ですけど、それは何もない。ただあの部屋で誰かと性交渉をしたという証拠しかない、それも事件当日のものかどうかさえわからない。これはひどいだろうということで、当時は最高裁の自判無罪、または高裁への差し戻しを求めて、支援を始めました。

— 支える会の皆さんは、最高裁では無罪になるというお考えでしたか。

客野：無罪になる確率が非常に少ないということは承知していました。一つ印象的だったのが、主任弁護人の神山啓史先生（第二東京弁護士会）が講演会で、「刑事弁護人としてやっていくための資格というものがある。それは負け続けることに耐えられるかどうかだ」とおっしゃったことです。「どんなに弁護人が一生懸命尽くして、労力と時間をかけても負けるといのが現実だ」と。そのときに、私たちも、それを覚悟して支援していかなきゃいけないんだなと思った覚えがあります。

— 支える会の具体的な活動について教えてください。

客野：東京拘置所時代は、必ず週に3回、交代で面会に行っていました。獄中にいる人からすると、やっぱり定期的に誰かが来てくれるというのはすごく安心します。例えば、ある外国人のシスターは、「毎週金

曜日に必ず行きます」と。その方は、高齢なのに、雨が降ろうが雪が降ろうが必ず金曜日には行く。最後は、足が悪くて杖を突きながら通って、ついにドクターストップになるまで通ってくれました。

——支える会からはいろいろな情報も発信されていましたね。

客野：ゴビンダさんからのメッセージや支援活動の状況を「ゴビンダ通信」というニューズレターとして発信していました。事件の争点を多くの人に知ってもらうためのブックレットを作ったり、上告趣意書の内容をゴビンダさんにもわかるように翻訳したりしました。

——支える会では、犯行現場の現地調査をされたりもしていましたね。

客野：現地調査は何回かやりましたが、ちょうど事件から10年目の時、犯行現場となった部屋を月4万円の家賃で1年間借りて、現場検証ビデオを撮ったりしました。

——その他の活動はいかがですか。

客野：ゴビンダさんのことだけでなく、他の冤罪についても、当事者や弁護団や支援者をお招きして、幅広く事件や裁判についての学習会を行いました。そうすると冤罪事件に共通の問題があるということがだんだんわかってきたんですね。

——冤罪事件の共通の問題というのは具体的にはどういった問題でしょうか。

客野：まず警察の見込み捜査の問題です。いったんストーリーを考えたら、絶対にどんな弁解も聞き入れずに自白を強要する。そして共犯者とか目撃者とかの供述もすりあわせてしまう。そういう取調べが密室で行われるため、あとから検証できない。

——取調べの可視化の問題ですね。

客野：それから強い捜査権を持って多数の証拠を集めているのに、検察は被告人を有罪にするための証

拠しか出さない。ゴビンダさんの事件でも、少なくとも遺体に残されていた唾液と血痕については、そんなものがあることさえ弁護側や裁判所は知らなかったわけです。それらを隠したまま裁判をやって、ゴビンダさんを有罪にしていた。これでは公正な裁判とはいえないんじゃないかと。

——今、捜査機関側の問題をお聞きしたんですけれど、支援活動を通して、裁判所についてはどういう思いを持たれましたか。

客野：裁判所は法廷に出された証拠しか見ないで判断するわけでしょうから、その限りにおいては仕方がないかもしれません。しかし状況証拠には白黒両面あるわけで、疑わしいものは白に解釈しなさいというのが、刑事裁判の原則のはずなのに、それを強引に黒にしよう。ゴビンダさんの場合、高裁は、被告人に有利な、あるいは犯人性に疑問を投げ掛ける証拠を、まったく納得のいく説明なしに切り捨てちゃったわけですね。初めに有罪ありきという感じがしました。

——弁護団からの再鑑定の要求についても、裁判所はなかなか認めませんでしたね。

客野：弁護団は、原審のときから、被害者のバッグの取っ手の部分のDNAについて再鑑定してくれと言っていたんですよ。それから精子の劣化度についても、再鑑定するよう求めていました。だけど裁判所は必要ありません、と。より真相に近づくための科学的な再検証を、なぜ必要ありませんと言って退けてしまうのでしょうか。

——では、次に、弁護士に向けて何か期待されることとか、こうした方がいいんじゃないかとお感じになったことはありましたか。

客野：ゴビンダさんの弁護団には、本当に頭が下がります。当番弁護士として駆けつけてからずっと、再審まで徹底的にやってくれました。しかも、ゴビンダさんやご家族には資力がないから、まさに弁護士の

使命感からやってくださっていたと思うんですね。それも何年かかるかわからない話じゃないですか。

——再審請求がどうなるかというのは、あの時点ではまったく読めないですね。

客野：そういう方たちにゴビンダさんが巡り会って、弁護をずっと続けていただいたということは、本当に幸運なことだったと思います。ゴビンダさんが獄中で自分のためだけに書いていた大学ノートがあるんですね。そこに、ネパールのいろいろな神様の絵が描いてあって、「私は無実の者です」、「国に帰ったらあなたのところにささげ物に行きます」みたいな誓いの言葉が繰り返し書かれている。そのページの中に、弁護団の方々、神山先生、神田安積先生（第二東京弁護士会）、佃克彦先生（東京弁護士会）、石田省三郎先生（第二東京弁護士会）、丸山輝久先生（第二東京弁護士会）の5人のお名前があったんですが、そこには「ゴッド」と書いてありました。

——ゴビンダさんにとっては、まさに弁護団が神様だったんですね。その弁護団ですが、支える会との連携はどのようにやっていたんでしょうか。

客野：支援集会や現地調査には、必ずどなたかが来てくださいましたが、支援活動と一緒にやっていく弁護団というタイプではなかったもので、例えば弁護団会議に支援者が参加するということはありませんでした。「弁護のことは私たちに任せてください」、「皆さんはゴビンダさんをサポートしてください」というふうに言われていて、役割分担がはっきりしていました。時々、こちらから佃先生や神田先生に「今どうなっていますか」とか、「こういう質問があります」とか働き掛けて、少人数での会合をしていました。

——今回ゴビンダさんの支援をされていて、一番苦境というか、きつかったときというのはいつになりますか。

客野：最高裁で上告棄却になったときは、もちろんきつかったです。実際に受刑者になって、2年ぐらい

年表

1997年	3月 8日 事件発生(被害者、殺害)。
	3月23日 ゴビンダさん、出入国管理法違反で逮捕。
	3月31日 同法違反で起訴。
	5月20日 執行猶予付き有罪判決。強盗殺人罪で逮捕。
	6月10日 強盗殺人罪で起訴。
2000年	4月14日 東京地裁にて無罪判決。
	4月18日 検察が控訴。勾留申立。
	6月27日 最高裁にて勾留が確定。
	8月18日 東京高裁にて控訴審初公判(弁護人不在で開廷)。
	12月22日 東京高裁にて逆転有罪(無期懲役)。弁護団、上告。
2001年	3月25日 「無実のゴビンダさんを支える会」、結成集会。
2003年	10月20日 最高裁にて上告棄却(有罪確定)。
2005年	3月24日 東京高裁に再審請求。
2012年	6月 7日 東京高裁、再審開始決定。刑の執行停止。
	7月31日 検察の異議申立棄却(8月6日開始決定が確定)。
	10月29日 再審初公判。検察が無罪論告。即日結審。
	11月 7日 再審判決、控訴棄却。検察が上訴権放棄。無罪確定。
2013年	3月24日 「無実のゴビンダさんを支える会」、解散総会。

はまったく面会交通権もないわけです。ですので、私が身元引受人になって定期的に権利として面会できるまでの期間というのは苦労しました。でも、一番つらかったのは、2005年に再審請求してからずっと動きがなかったときですね。ゴビンダさんが再審請求した2週間後に名張事件で再審開始決定が出るんですよ。そして、その年の9月に布川事件の再審開始決定が続きました。これは、再審開始の可能性がゼロじゃないんだということで、大きな希望を与えられました。だけどゴビンダさん自身の再審というのは、2005年の再審請求の後、2011年の陸内精液と現場の陰毛のDNA型が一致したという画期的なDNA鑑定結果が出るまで、少なくとも表面的には動きがなかったんです。

— 5, 6年間何もなかった, と。

客野: その時期が一番私たちにとってはつらかったです。もうマンネリ化しちゃうんです, 支援活動も。ゴビンダさんに「何かメッセージを書いて」と言っても, 「ここの生活は本当に単調で何の変化もありません」と。何のニュースもないまま, 事件から14, 15年たつと, やっぱり忘れられちゃうんですよ, これだけ大きく報道された事件でも。どうしたら風化させないでいられるのか, どうしたら支援者のモチベーションを維持できるのかというのが一番苦労しましたね。

— 逆に一番やってよかったというか, うれしかったことはいかがですか。

客野: 再審開始と刑の執行停止によって, ゴビンダさんがネパールに帰国できたときはもちろんうれしかったんですけど, 一番苦しかった時期に私がうれしかったのはゴビンダさんの娘さんたちのある言葉を聞いた時です。

— 娘さんたちはネパールにいらっしゃったんですよ。

客野: 娘さんたちは事件の当時まだ2歳ぐらいでしたけど, だんだん成長するにつれて, お父さんは日本に働きに行っているわけではなくて, 実は売春がらみの殺人事件で無実を訴えているんだということを知るわけです。この子たちを, 2007年に, まだ14歳と15歳だったときに日本に初めて呼んだんですね。横浜刑務所のアクリル板越しにだけお父さんと面会して。彼女らにとっては「初めてのお父さん」です。

— 2歳のときからお父さんに会ってなければお父さんの記憶はないですね。

客野: まったく記憶がない。家に飾られている写真しか知らないわけですよ。その面会後に雑誌のインタビューがあったんです。そのとき下の娘さんが, 「日本についてどう思うか」と聞かれたときに, 「私たちも大きくなって日本に勉強に来たり, 働きに来たりした

と思う」と言ったんです。インタビュアーが驚いて, 「でも日本はお父さんをこういうふうに乗らせた国ですけど, あなたたちは日本が嫌いじゃないんですか」と質問したら, その娘さんは「お父さんを苦しめたのも日本の国だけど, お父さんを助けてくれているのも日本人たちです」と答えたんですよ。私はそのとき, 「ああ, 家族の中で一番小さいこの子が, そういうふうになってくれて, やっぱり支援してきてよかった」と思いました。

— そうして長い間活動されてきた支援の会ですが, 今後の活動の予定はいかがですか。

客野: 2013年3月に解散することになっていますが(編集会議注:インタビューは2013年1月10日に実施。「支える会」は, 同年3月24日に解散した。), その後は, 今までの12年間の支援活動の経験や, いろいろな方たちとのネットワークを生かして, 冤罪をなくすための市民活動を有志で立ち上げる予定です。あとは, 私個人としては, 布川事件の桜井さんが起こした国家賠償請求訴訟の支援や, 再審えん罪事件全国連絡会の活動もしていく予定です。

— 今後の活動も是非とも頑張ってください。それでは, 最後に一言いただけますか。

客野: 例えば何か大きな事故が起きれば事故調査委員会ができるように, 冤罪という「司法事故」が起きたときは, 二度とそういうことを繰り返さないように, 第三者機関が事件や裁判を検証し, 再発防止策を講ずるべきだと思います。再審は本当に勝率の低い闘いなので, 中には半世紀にもわたり, 私たちよりもっと長い間, もっと大きな規模で, 血のにじむような努力をしている支援団体が沢山あります。冤罪事件の裏で, そういう市民による無償の努力が続けられていることを, ぜひ知っていただきたいと思います。

— 今日本当にありがとうございました。